

議案第47号 令和3年度習志野市一般会計補正予算（第7号）

1	歳入歳出補正予算	補正前	623億	107万円
		補正額	14億7,581万6千円	
		補正後	637億7,688万6千円	

（歳出概要） ・ 子育て世帯特別給付金支給事業

議案第48号 令和3年度習志野市一般会計補正予算（第8号）

1	歳入歳出補正予算	補正前	637億7,688万6千円
		補正額	7億4,415万2千円
		補正後	645億2,103万8千円

- （歳出概要） ・ 新型コロナウイルスワクチン接種事業
- ・ 交通安全施設整備事業
  - ・ 小学校運営費
  - ・ 中学校運営費
  - ・ 新型コロナウイルス感染症学校衛生管理事業
  - ・ 事業費確定に伴う国県支出金過年度分返還金（6事業）
  - ・ 決算調整による人件費

2 繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
4	衛生費	1 保健衛生費	622,147
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	
8	土木費	1 土木管理費	13,510
		都市再生事業	

3 債務負担行為

(追加)

事 項	期間	限 度 額
(仮称) 向山こども園 道路等整備工事費	2年	8,614万円に 消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内
谷津コミュニティセンター 指定管理料	6年	委託料9,940万5千円に 消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内
東習志野コミュニティセンター 指定管理料	6年	委託料9,192万1千円に 消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内
市民プラザ大久保 指定管理料	6年	委託料6,022万5千円に 消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内
実籾コミュニティホール 指定管理料	6年	委託料8,106万3千円に 消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内
東習志野他2図書館 指定管理料	6年	委託料5億111万9千円に 消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内

議案第49号 令和3年度習志野市介護保険特別会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出補正予算	補正前	124億6,159万2千円
	補正額	2億7,701万3千円
	補正後	127億3,860万5千円

(歳出概要) ・ 介護給付費準備基金積立金  
・ 償還金

議案第50号 令和3年度習志野市ガス事業会計補正予算(第1号)

1 収益的収入補正予算	補正前	67億6,960万円
	補正額	4億9,398万9千円
	補正後	72億6,358万9千円
2 収益的支出補正予算	補正前	65億5,250万円
	補正額	5億2,617万1千円
	補正後	70億7,867万1千円

(収入概要) ・ ガス売上  
(支出概要) ・ 売上原価

議案第51号 習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

産業医の報酬額を次のように改定するものです。

改正前	改正後
年額 141,900円 このほかに日額 29,100円	日額 50,000円

(施行期日)

令和4年4月1日から施行します。

議案第52号 習志野市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 自転車等駐車場の利用対象を次のように拡大するものです。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車</li> <li>・ 原動機付自転車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車</li> <li>・ 原動機付自転車</li> <li>・ <u>対象自動二輪車</u>※</li> </ul>

※ 「道路交通法」に規定する「普通自動二輪車」のうち、排気量が50ccを超え125cc以下のもの

2 その他文言整理をします。

(施行期日)

令和4年4月1日から施行します。

議案第53号 習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

「健康保険法施行令」の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を次のように改定するものです。なお、出産育児一時金の支給総額は、「42万円」であり、変更はありません。

	改正前	改正後
出産育児一時金	40万4,000円	40万8,000円
産科医療補償制度 <sup>※</sup> の掛金	1万6,000円	1万2,000円
支給総額	42万円	42万円

※ 分娩により子どもが重度の脳性麻痺となった場合の補償制度であり、その掛金分を習志野市国民健康保険規則で出産育児一時金に加算して支給している。掛金の改定に合わせて、同規則を改正予定。

(施行期日等)

令和4年1月1日から施行し、同日以後の出産から適用します。

議案第54号 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「都市計画法施行令」の改正に伴い、市街化調整区域において開発及び建築を許可することができる区域に、次の災害ハザードエリアを含まないことを規定するものです。

- 1 災害危険区域
- 2 地すべり防止区域
- 3 急傾斜地崩壊危険区域
- 4 土砂災害警戒区域
- 5 浸水被害防止区域
- 6 浸水想定区域のうち、洪水等発生時に建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域

(施行期日)

令和4年4月1日から施行します。

議案第55号 習志野市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」及び「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の改正に伴い、次のように改正するものです。

- 1 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の見直しを行います。
- 2 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料を新設します。
- 3 その他文言整理をします。

(施行期日)

令和4年2月20日から施行します。

議案第56号 習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

習志野市秋津野球場の照明塔を撤去することに伴い、野球場の使用時間を次のように改正し、照明設備使用料を廃止するものです。

改正前	改正後
午前6時から午後9時まで	午前6時から午後6時まで

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第57号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて

次の者を教育委員会の教育長として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所 習志野市大久保  
 氏 名 小 熊 隆 (おぐま たかし)  
 任 期 3 年 (再任)

議案第58号 財産の貸付けについて（習志野健康福祉センター用地）

習志野健康福祉センター用地の貸付期間が満了することに伴い、引続き無償で貸し付けるものです。

1 貸付けに供する土地の表示

所在地番	地目	地積
習志野市本大久保五丁目171番18	宅地	1,999.53㎡
習志野市本大久保五丁目171番66	宅地	73.18㎡
合計		2,072.71㎡

- 2 貸付けの目的 習志野健康福祉センター用地
- 3 貸付料 無償
- 4 貸付期間 令和4年4月1日から20年間。ただし、更新することができるものとし、その期間は10年ごととする。
- 5 貸付けの相手方 千葉県

議案第59号 指定管理者の指定について（習志野市谷津コミュニティセンター）

（公の施設の名称）

習志野市谷津コミュニティセンター

（指定管理者）

東京都中央区銀座四丁目12番15号  
株式会社 オーエンス

（指定の期間）

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

議案第60号 指定管理者の指定について（習志野市東習志野コミュニティセンター）

（公の施設の名称）

習志野市東習志野コミュニティセンター

（指定管理者）

ナンシンワコーグループ

代表者 東京都大田区新蒲田二丁目16番8号  
南信ビルサービス株式会社

構成員 東京都北区豊島一丁目34番5号  
株式会社 ワコーインターナショナル

（指定の期間）

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

議案第61号 指定管理者の指定について（習志野市市民プラザ大久保）

（公の施設の名称）

習志野市市民プラザ大久保

（指定管理者）

東京都中央区銀座四丁目12番15号  
株式会社 オーエンス

（指定の期間）

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

議案第62号 指定管理者の指定について（習志野市実籾コミュニティホール）

（公の施設の名称）

習志野市実籾コミュニティホール

（指定管理者）

ナンシンワコーグループ

代表者 東京都大田区新蒲田二丁目16番8号  
南信ビルサービス株式会社

構成員 東京都北区豊島一丁目34番5号  
株式会社 ワコーインターナショナル

（指定の期間）

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

議案第63号 指定管理者の指定について（習志野市立東習志野図書館、習志野市立新習志野図書館及び習志野市立谷津図書館）

（公の施設の名称）

習志野市立東習志野図書館、習志野市立新習志野図書館及び習志野市立谷津図書館

（指定管理者）

東京都文京区大塚三丁目1番1号  
株式会社 図書館流通センター

（指定の期間）

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

議案第64号 習志野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

期末手当を年間4.45月から0.15月分引き下げ、年間4.30月とするものです。

対象年度	6月期	12月期
本年度	2.225月	2.075月 (現行2.225月)
令和4年度以後	2.15月 (現行2.225月)	2.15月 (改正前2.075月)

（施行期日）

令和3年度の期末手当については、公布の日から施行します。  
令和4年度以後の期末手当については、令和4年4月1日から施行します。

議案第65号 習志野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

期末手当を年間4.45月から0.15月分引き下げ、年間4.30月とするものです。

対象年度	6月期	12月期
本年度	2.225月	2.075月 (現行2.225月)
令和4年度以後	2.15月 (現行2.225月)	2.15月 (改正前2.075月)

（施行期日）

令和3年度の期末手当については、公布の日から施行します。  
令和4年度以後の期末手当については、令和4年4月1日から施行します。



議案第66号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する  
条例の制定について

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、次のように改正するものです。

- 1 期末手当を年間2.55月から0.15月分引き下げ、年間2.40月<sup>※1</sup>（再任用職員にあっては、年間1.45月から0.1月分引き下げ、年間1.35月<sup>※1</sup>）とするものです。

なお、会計年度任用職員については、令和4年度の期末手当から0.05月分引き下げます。

※1 勤勉手当と合わせ、年間4.30月（会計年度任用職員を除く。再任用職員にあっては、年間2.25月）

区分	対象年度		6月期	12月期
再任用職員 以外の職員	本年度	期末手当	1.275月	<b>1.125月</b> (現行1.275月)
		勤勉手当	0.95月	0.95月 (改定なし)
	令和4年度 以後	期末手当	<b>1.20月</b> (現行1.275月)	<b>1.20月</b> (改正前1.125月)
		勤勉手当	0.95月 (改定なし)	0.95月 (改定なし)
再任用職員	本年度	期末手当	0.725月	<b>0.625月</b> (現行0.725月)
		勤勉手当	0.45月	0.45月 (改定なし)
	令和4年度 以後	期末手当	<b>0.675月</b> (現行0.725月)	<b>0.675月</b> (改正前0.625月)
		勤勉手当	0.45月 (改定なし)	0.45月 (改定なし)

- 2 55歳を超える職員の昇給に係る特例措置<sup>※2</sup>を廃止し、令和5年度から原則として昇給を停止します。

※2 平成26年度から勤務成績が特に良好である場合に限り昇給を行うものとしたが、当分の間の措置として、標準の勤務成績であっても1号給昇給させることができるものとする特例

（施行期日）

1のうち令和3年度の期末手当及び2については、公布の日から施行します。

1のうち令和4年度以後の期末手当については、令和4年4月1日から施行します。